

「ぷらキャン」旅行条件書

旅行条件書 国内募集型企画旅行（地域限定）

本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) 募集型企画旅行ぷらキャン（以下「ぷらキャン」という）は、西九州させぼ地域商社（長崎県知事登録旅行業 地域・202 号。以下「当社」といいます）が企画・募集・実施する旅行であり、ぷらキャンに参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結していただくこととなります。

(2) ぷらキャン利用契約の内容・条件は、ホームページおよび本旅行条件書によります。

2. ぷらキャン利用のお申込みと契約の成立

(1) 当社において、インターネットにてお客様からのぷらキャン利用契約のお申込みまたはご予約を承ります。

(2) 当社所定の申込ページに必要事項をご入力の上、お申込み下さい。お申込金は、頂いておりません。

(3) 契約は、申込書とぷらキャン代金を受理したときに成立いたします。

(4) ぷらキャン代金は特に注釈のない場合は、こどもは大人と同じ料金となります。

3. ぷらキャン代金のお支払い

ぷらキャン代金は、ぷらキャン開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

4. ぷらキャン代金に含まれるもの及び含まれないもの

ホームページに記載された日程に明示されたキャンプ場使用料、テント等キャンプギア使用料、燃料等消耗品代、消費税等諸税が含まれます。ぷらキャン日程に記載のない添乗員同行費用、交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

5. ぷらキャン契約内容及びぷらキャン代金の変更

当社は天災地変、運送機関等のぷらキャンサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、ぷらキャンの安全かつ円滑な実施を図るため契約内容を変更する場合があります。また、その変更に伴いぷらキャン代金を変更する場合があります。

6. 取消料

お客様は、次の取消料をお支払いただくことによりぷらキャン契約を解除することができます。

イ 利用日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） 利用料金の 20%

ロ 利用日開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 利用料金の 30%

ハ 利用日の前日に解除する場合 利用料金の 40%

ニ 利用日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） 利用料金の 50%

ホ 利用開始後の解除又は無連絡不参加の場合 利用料金の 100%

なお雨天などの悪天候を理由にキャンセルする場合は、キャンセル料は頂きません。

7. 当社の責任

(1)当社は、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1名につき15万円を限度として賠償します。

(2)お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。

①天災地変、気象条件、暴動、またはこれらのために生ずるぷらキャン日程の変更若しくはぷらキャンの中止②運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずるぷらキャン日程の変更若しくはぷらキャンの中止③官公署の命令、または伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通、経路変更またはこれらによって生ずるぷらキャン日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮

8. 特別補償

お客様がぷらキャン参加中に、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害については、当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規程に定めるところにより、補償金及び見舞金をお支払します。

9. 旅程保証

当社は、ホームページに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部第 29 条）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払いします。

10. 個人情報の取り扱い

(1)当社は、ぷらキャン申し込みの際にご提供いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社では、①取り扱う商品、サービス等のご案内 ②ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願いの作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

11. ふらキャンの条件・ふらキャン代金の基準

ふらキャン条件は、2023年1月1日現在を基準としています。公示されているキャンプ場利用料金の改定等があった場合は、ふらキャン代金に変更になることがあります。

ふらキャン企画・実施

長崎県知事登録旅行業 地域-202号

西九州させぼ地域商社 代表 森永博昭

長崎県佐世保市松浦町 5-1-202

TEL 0956-59-8291

FAX 0956-59-8291

営業時間 平日 9:00~18:00 (土日祝、年末年始を除く)

国内旅行業務取扱管理者 森永博昭